

家庭での保育を応援します 乳児(0歳児)家庭保育支援手当

伯耆町では平成27年度から、少子化対策と乳児期の親子の愛着形成をはかるため、家庭で0歳児の保育をしている保護者に乳児家庭保育支援手当を支給して、経済的支援を行っています。該当する方は、福祉課へ申請してください。



対象者と給付金額

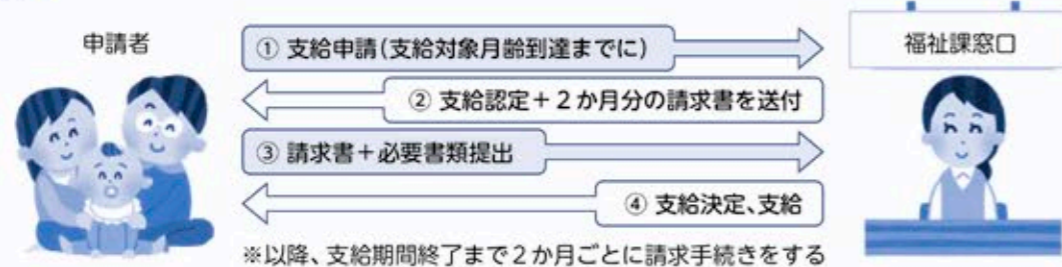
対象者	給付期間	給付基準と単価
① 育児休業給付金などの受給者	乳児の月齢が満9月に到達した月から満12月に到達する月までの間 (支給率が3分の2から2分の1となる月から乳児が満1歳に到達する月までの間) ※最大4ヶ月間	育児休業給付金の6分の1/月 ● 上限72,500円 ● 下限33,000円
② ①以外	乳児の月齢が満4月に到達した月から満12月に到達する月までの間 ※最大9ヶ月間	33,000円/月 ※2人の場合:5,000円/月を加算 3人以上の場合:2人目5,000円/月+3人目以降3,000円/月を加算

支給制限

以下の場合に該当するときは、支給を受けることができません。

- 保育施設などに児童を預けた、または、入所措置の対象となった場合
- 児童手当法の所得制限額を超過し、特例給付の対象となる家庭の場合
- 生活保護法による保護を受けている場合
- 保護者が乳児の養育を著しく怠っている場合
- 正当な理由なく支給認定関係調査に応じない場合 など

手続きの流れ



申請に必要なもの

- ① 育児休業給付金支給額が分かるもの ※受給者のみ
- ② 受給者の給付金振込口座が分かるもの (通帳など)
- ③ 印鑑 (父・母両方の認印)

※平成27年以降転入で、伯耆町から児童手当を支給していない方(主に公務員)は、所得課税証明の提出が必要な場合があります。該当する方は、福祉課へお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 福祉課 福祉支援室 TEL:0859-68-5534

65歳以上の対象者に3万円支給 「高齢者向け給付金」手続き方法のご確認を

注意

臨時福祉給付金を装った詐欺にご注意を

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい、所得の少ない高齢者(65歳以上)を支援するため、高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)が対象者1人につき3万円支給されます。要件に該当する方は、申請窓口で手続きを行ってください。

制度の趣旨

- 「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援
- 高齢者世帯の所得全体の底上げ
- 平成28年前半の個人消費の下支え



対象者

年金を受給しているか否かに関わらず、下記2つの要件を満たす方は支給対象です。

- 平成29年3月31日までに65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
- 平成27年度臨時福祉給付金支給対象者
…平成27年1月1日に伯耆町に住所があり、平成27年度分の住民税が課税されていない方(要件は満たしているが、申請せず給付金を受け取っていない方も含む)

ただし、次の方は対象外です

- 課税者に生活の面倒をもらっている方(住民税課税者の扶養になっている場合)
- 生活保護受給者

支給額 1人につき、30,000円

申請期間 4月21日(木)～8月22日(月)

提出書類 ● 申請書(対象と思われる方に4月20日頃送付)
● 本人確認書類 ほか

申請窓口 住民課、分庁総合窓口課

その他 消費税増税による負担を軽減するため、平成28年度も臨時福祉給付金が支給されます(9月から受付開始予定)。要件に該当する方は、高齢者向け給付金と平成28年度臨時福祉給付金、両方を受け取ることができます。その場合は、それぞれの給付金で申請が必要です。

確認じゃ!!

問い合わせ先 住民課 TEL:0859-68-3115